

日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドラインの改正に係るパブリックコメントの結果概要

1. パブリックコメントの期間

令和6年（2024年）9月1日～10月1日（公表日：8月26日）

2. 資料の掲載・閲覧場所

- (1) 市ホームページ
- (2) 企画経営課
- (3) 図書館・市政図書室（7か所）
- (4) 七生支所・豊田駅連絡所

3. パブリックコメントの方法

- (1) 日野市地域共創プラットフォーム上での投稿
【URL】 <https://hinotane.liqlid.jp/spacee10vac8g>
- (2) 意見書様式の郵送・持参・ファックス又はEメールによる送信

4. 掲載資料

- (1) 日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン（改正案）
- (2) 使用料の子どもに対する減免に関する方向性について（案）
- (3) 令和6年度日野市手数料、使用料等検討委員会意見書

5. 意見の件数

12件（うち、期間内における市からの回答済件数：11件）

類型	件数
日野市地域共創プラットフォーム	12
郵送	0
持参	0
ファックス	0
Eメール	0
合計	12

6. 意見類型別の件数

類型	件数
ガイドラインの改正内容に対する意見	0
全ての施設の使用料を無料とすべきとする意見	1
投稿者の資格に関する質問	1
ガイドライン内の文言表記等に関する意見	10
合計	12

7. 意見一覧

No.	投稿内容	投稿時間	投稿者属性	いいね数	回答日時	回答
1	1ページの「～施設や行政サービスの利用者から一定の手数料、使用料等を利用者負担として、地方自治法に基づき条例で定めて徴収しています」の文末の句点が抜けているので、この機会に追加するのはいかがでしょうか。	2024/9/8 10:33	日野市在住 民です	0	2024/9/13 9:36	ご指摘いただき、ありがとうございます。ご意見のとおり、修正させていただきます。
2	日野市地域共創プラットフォームの投稿は「匿名での投稿であっても、パブリックコメントとしてお受付します」とありますが、日野市パブリックコメント手続実施要綱の第9条第1号には「意見等を提出する者の住所及び氏名」が記載事項として規定されています。問題ないのでしょうか。	2024/9/8 19:45	日野市在住 民です	0	2024/9/13 9:35	お問い合わせいただき、ありがとうございます。この度のパブコメは、今後の本プラットフォームの活用可能性を探るための試行を兼ねて実施しました。要綱の例外として実施することを市長に決裁をいただいております。したがって問題ございませんので、安心してご意見をお寄せ願います。
3	2ページに「改正後の本ガイドラインの適用開始時期は、令和5年4月1日からとします。」とありますが、ここは修正、追記等をしてしないのでしょうか。	2024/9/13 17:54	日野市在住 民です	0	2024/9/17 16:35	ご指摘いただき、ありがとうございます。「令和7年4月1日から」と修正させていただきます。
4	8ページの「←※使用料（全室）合計額→」について、最後の矢印が2行目に記載されていますが、一行に入れたほうが見やすいと思います。また、同じく8ページの「Aのうち70%分→」について、最後の矢印は必要でしょうか。	2024/9/13 17:56	日野市在住 民です	0	2024/9/17 16:37	ご指摘いただき、ありがとうございます。ご指摘の2点について、修正させていただきます。
5	11ページの「②直近3年間の実利用人数を基礎とした1年間の平均利用人数③直近3年間のうちの最大利用人数」について、9ページの年間維持管理経費等における特記事項（ただし、天災や疫病（中略）とします。）と類似の特記事項を設ける必要はないでしょうか。	2024/9/13 17:58	日野市在住 民です	0	2024/9/17 16:38	ご意見いただき、ありがとうございます。年間利用者数は、年間維持管理経費等に利用した年度と同年度の数値を利用しております。よって、年間維持管理経費等において但書を適用した場合は年間利用者数も同様の但書が自動適用されます。この点がわかりやすくなるよう、追記いたします。
6	17ページの「（例えば、（中略）既に達成されている可能性もあります）。」について、最初と最後の括弧は不要と感じました。理由は、二重括弧は読みにくく、文脈上括弧が必須でないと考えるためです。	2024/9/13 17:59	日野市在住 民です	0	2024/9/17 16:39	ご意見頂き、ありがとうございます。二重括弧にしても括弧書きとしたのは、本論と傍論を区別する意図があります。つまり、この部分は減免に関する一考察であり、参考にして頂きたいものの「ガイドラインとして遵守すべき考え方」として示すものではないことから、括弧書きにしました。
7	19ページの「施設（中略）があります。」について、「～長時間駐車が（中略）市民等の利用阻害の防止（につながる）」と読めます。本来は「施設利用者以外の人の長時間駐車により、純粋に施設を利用する市民等の利用や、近隣住民の安全・安心の確保が阻害されます。」という趣旨ではないのでしょうか。	2024/9/13 18:02	日野市在住 民です	0	2024/9/17 16:40	ご指摘いただき、ありがとうございます。趣旨としてお読み取りいただいた通りであり、また誤解を生じる文面であることから、ご指摘の通り修正させていただきます。
8	19ページと25ページの「令和4年」は、年を更新しないのでしょうか。	2024/9/13 18:03	日野市在住 民です	0	2024/9/17 16:42	ご指摘頂きありがとうございます。いずれも参考でしかなく、ガイドラインとしての効用に影響がないことから、今回は更新をしておりません。必要に応じて、更新させていただきます。例えば、25ページの人件費単価は、ガイドラインの記載にかかわらず常に最新のデータを利用します。
9	18ページの表には「児童福祉法による児童が利用するとき」を追加する一方、20ページの表には追加していないのは、なぜでしょうか。また、「児童福祉法に定義される児童が利用するとき」という意味かと思いますが、「児童福祉法による児童」という表現でそれをいい得ているのでしょうか。	2024/9/13 18:03	日野市在住 民です	0	2024/9/17 16:41	ご意見頂きありがとうございます。20ページの表は駐車場の料金の場合ですが、①児童が駐車場を利用する想定がないこと、②児童の同乗を含む場合を減免対象として切り出すことが難しいこと、の2点から同記載を除外しました。表現については、ご意見のとおり修正させていただきます。
10	22ページの「④原価、現行額、基準額、②の結果、上限額から改定要否判断（現行額と基準額との乖離が概ね±20%以上の場合を1つのめやすとする。改定要の場合、改定額（案）決定（10円単位で端数処理）」について、閉じ括弧が足りません（「めやすとする。」の直後に括弧が必要そうです）。	2024/9/13 18:05	日野市在住 民です	0	2024/9/17 16:42	ご指摘いただき、ありがとうございます。ご意見のとおり、修正させていただきます。

表現の揺れがあるものは、統一すべきと思います。1 「～にもかかわらず」と「～にも
11 関わらず」→「～にもかかわらず」に統一 2 「当たり」と「あたり」→「当たり」に統一
—

日野市在住
民
です

0 2024/9/17 16:42 ご指摘いただき、ありがとうございます。ご意見のとおり、修正させていただきます。

まず有料ありきなは何故ですか？施設を使用したしないの負担なら元々減価償却が終了し
てる施設には料金が発生する事がおかしい。また設備の老朽化なら市が負担すべきであ
12 る。また公園などあちこち雑草が生えて全く整備もされて無いようだがそんなずさんな管
理の延長になる可能性が高いのでは？外部委託先も見ると人は多いし仕事をしてる様に
見えない。

日野市在住
民
です

1 2024/10/11 15:17

ご意見いただき、ありがとうございます。
施設の使用料を無料とした場合、施設の設置費や維持管理費等は、全て市税等で賄うこと
になります。つまり、施設を利用していない方に多くのご負担いただくことを意味しま
す。施設を利用される方と利用されない方との負担の公平性を考慮することが必要である
ことから、当市では、施設の性格に応じてその負担割合は異なりますが、利用される方に
相応のご負担をいただいております。ご理解の程、宜しく願いいたします。
公園の管理や外部委託先に関するご意見につきましては、直接的に本件ガイドラインの改
正に関するものではございませんが、市として適切な管理に努めてまいります。